

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

目次

担当課（室）

<ul style="list-style-type: none"> ○ 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県おこやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県臨床研修医研修資金貸与規則を廃止する規則 ○ 岡山県医師研究資金貸与規則を廃止する規則 ○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規則 	<p>農政企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 則の一部を改正する規則 ○ 岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県船舶廃油処理施設使用規則を廃止する等の規則 ○ 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 	<p>畜産課 港湾課 都市計画課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県おこやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県臨床研修医研修資金貸与規則を廃止する規則 ○ 岡山県医師研究資金貸与規則を廃止する規則 ○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規則 	<p>環境企画課 文化振興課 スポーツ振興課 医療推進課 "</p>	<p>（以上県例規集登載）</p>	<p>保健福祉課 健康推進課 港湾課 住宅課</p>

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十二号

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則（昭和四十六年岡山県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「申告書」を「証紙代金収納計器取扱者」とし、

添付書類	<ul style="list-style-type: none">・定款・申請日の直前の期の決算書・収納計器設置場所付近の見取図・財産目録・従業員の状況
------	---

を

添付書類	<ul style="list-style-type: none">・定款・届出日の直前の期の決算書・収納計器設置場所付近の見取図
------	---

に改める。

様式第十号中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第十三号

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境保健センター条例施行規則（昭和五十一年岡山県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)中「四六〇」を「四七〇」に、「七八〇」を「八〇〇」に、「一、八八〇」を「一、九三〇」に改め、同号(二)中「九九〇」を「一、〇一〇」に、「一、八七〇」を「一、九二〇」に、「三、一〇〇」を「三、一八〇」に、「三、七一〇」を「三、八一〇」に、「九、二五〇」を「九、五一〇」に改め、同号(三)中「二、九一〇」を「二、九九〇」に改め、同号(四)イ中「七、五四〇」を「七、七五〇」に改め、同号(四)ロ中「三八、三二〇」を「三九、四一〇」に改め、同表第二号(一)イ中「二一五、五九〇」を「二二、七四〇」に改め、同号(一)ロイ中「五二〇」を「五三〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「一、六三〇」を「一、六七〇」に、「二、四六〇」を「二、五二〇」に、「二、七七〇」を「二、八四〇」に改め、同号(一)ロ中「六一〇」を「六二〇」に改め、同号(二)イ中「五三〇」を「五四〇」に、「一、〇一〇」を「一、〇三〇」に、「一、六四〇」を「一、六八〇」に、「二、五二〇」を「二、五九〇」に、「三、七一〇」を「三、八一〇」に改め、同号(二)ロ中「各地点」を削り、「一、二八〇」を「一、三一〇」に改め、同号(三)中「試験検査の」を「前処理の」に、「八二〇」を「八四〇」に、「一、二〇〇」を「一、二三〇」に改め、同号(四)中「二二、一五〇」を「二二、七八〇」に改め、同号(五)中「温泉水の試験検査」を「温泉水の測定分析」に改め、同号(五)イ中「試験検査」を「分析」に、「四、五九〇」を「四、七二〇」に、「九、〇八〇」を「九、三三〇」に、「三〇、五四〇」を「三一、四一〇」に改め、同号(五)ロ中「一、六五〇」を「一、六九〇」に、「六六〇」を「六七〇」に改め、同表第三号中「七七〇」を「七九〇」に、「三、九五〇」を「四、〇六〇」に改め、同表第四号中「八八〇」を「九〇〇」に、「二、六九〇」を「二、七六〇」に改め、同表第五号(一)中「一、七三〇」を「一、七七〇」に、「三、三九〇」を「三、四八〇」に、「五、〇四〇」を「五、一八〇」に改め、同号(二)中「七、五二〇」を「七、七三〇」に改め、同表第六号中「八二〇」を「八四〇」に、「一、七九〇」を「一、八四〇」に、「三、五一〇」を「三、六〇〇」に改め、同表第

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

七号(一)中「八四〇」を「八六〇」に、「二、四〇〇」を「二、四六〇」に、「四、二五〇」を「四、三七〇」に、「四、六〇〇」を「四、七三〇」に改め、同号(二)イ中「八、〇八〇」を「八、三一〇」に改め、同号(二)ロ(イ)中「二、七九〇」を「一、八四〇」に、「二、五一〇」を「二、五八〇」に改め、同号(二)ロ(ロ)中「二、七三〇」を「一、七七〇」に、「二、八五〇」を「二、九三〇」に、「七、三四〇」を「七、五四〇」に改め、同号(三)中「八八〇」を「九〇〇」に、「二、九六〇」を「三、〇四〇」に、「四、四八〇」を「四、六〇〇」に、「四、九六〇」を「五、一〇〇」に改め、同号(四)中「七、七〇〇」を「七、九一〇」に改め、同号(五)中「五、六六〇」を「五、八二〇」に、「二四、一九〇」を「二四、八八〇」に改め、同号(六)中「七九〇」を「八一〇」に改め、同表第八号(一)中「三、七七〇」を「三、八七〇」に改め、同号(二)中「九、九七〇」を「一〇、二五〇」に改め、同表第九号中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、同表第十号中「分析」を「測定」に、「二、四四〇」を「二、五〇〇」に、「五、〇八〇」を「五、二二〇」に、「五、四九〇」を「五、六四〇」に、「四一、六四〇」を「四二、八二〇」に改め、同表第十一号中「一七、六三〇」を「二八、一三〇」に、「二三、五〇〇」を「二四、一七〇」に、「二八、四五〇」を「二九、二六〇」に、「三七、七八〇」を「三八、八五〇」に改め、同表第十二号中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十四号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十五号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十六号

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則(昭和五十五年岡山県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「八三〇円」を「八五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十七号

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「七九〇円」を「八一〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四二〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、別表の三の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成二十一年岡山県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学をいう。第九条第一項第二号において同じ」を「第九条第一項第二号において「指定大学」という」に、「で将来医療業務に」を「における医療業務（以下「指定業務」という。）に将来」に改める。

第六条ただし書中「あらかじめ」を削る。

第八条中「第五条ただし書」を「第六条ただし書」に改める。

第九条第一項第五号中「第一条に規定する医療業務」を「指定業務」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第一条に規定する医療業務」及び「当該医療業務」を「指定業務」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第一条に規定する県内の医療機関で医療業務」を「指定業務」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「大学を卒業する日の属する年度又はその翌年度に実施される」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 指定大学を卒業する日の属する年度又はその翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条各号列記以外の部分を次のように改める。

奨学生、奨学生であった者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号による事由が生じた日の翌日から起算して一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第十二条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（返還の猶予）

第十一条 知事は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事

が別に定める期間、奨学資金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

一 医師としての能力の向上のための研修、留学、大学院への入学等により、指定業務に従事しない場合

二 育児休業、介護休業等をする場合

三 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学資金の返還に係る債務の履行を猶予することが適当と認められる場合

2 前項の規定により奨学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項各号による事由が生じた日の翌日から起算して二週間以内に、奨学資金返還猶予申請書を知事に提出しなければならない。

附則第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十九号

岡山県臨床研修医研修資金貸与規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県臨床研修医研修資金貸与規則を廃止する規則

岡山県臨床研修医研修資金貸与規則（平成二十二年岡山県規則第十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第二十号

岡山県医師研究資金貸与規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県医師研究資金貸与規則を廃止する規則

岡山県医師研究資金貸与規則（平成二十二年岡山県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第二十一号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 農業大学校（第二十八条―第四十六条）」を
「第四章 水産研究所
第五章 農業大学校

（第二十八条）

に、「第五章」を「第六章」に、「第四十七条」を「第四

（第二十九条―第四十七条）」

十八条」に改める。

第八条中「和牛受精卵及び乳用牛受精卵」を「及び牛の受精卵」に改める。

第十三条中「交付の」を「交付について、その」に改める。

第二十一条第五項中「知事」を「県」に改める。

第二十六条中「はって」を「貼って」に改める。

第四十七条を第四十八条とし、第五章を第六章とする。

第四十六条第一項中「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 研修講座の受講について必要な事項は、センター長が別に定める。

第四章中第四十六条を第四十七条とし、第三十三条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、第三十二条を削り、第三十一条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（入学志願手続）

第三十三条 農業大学校の入学志願について必要な事項は、校長が別に定める。

第四章中第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とし、同章を第五章とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 水産研究所

（魚病検査）

第二十八条 条例第八条第一項の規定により魚病検査を依頼しようとする者は、魚病検査依頼書（様式第十九号）にセンター長が別に定める検体を添えてセンター長に提出しなければならない。

様式第一号中

「4 「利用人数」欄は、宿泊施設を利用する場合に記入すること。

5 「加工品の名称」及び「加工品の数量」欄には、木材加工機械器具を使用し、製造等を行う加工品の名称及び数量を記入すること。

「4 「加工品の名称」及び「加工品の数量」欄には、木材加工機械器具を使用し、製造等を行う加工品の名称及び数量を記入すること。」に改める。

様式第十四号及び様式第十六号中 「証紙ちょう付欄」を「証紙貼付欄」に改める。

様式第十八号中「ちょう付する」を「貼付する」に改める。

様式第十九号を次のように改める。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

様式第19号（第28条関係）

魚病検査依頼書

年 月 日

岡山県農林水産総合センター長 殿

依頼者	住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
	フリガナ		
	氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号	() -	

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成22年岡山県規則第16号）第28条の規定により、次のとおり魚病検査を依頼します。

検査対象種（種類及び検体数）	
検査項目（魚病検査名）	
検査目的	(1) 国内流通 (2) 輸出（輸出国名） (3) その他（）
検査対象魚の経歴	(1) 自家生産 (2) 購入 (3) その他（）
備考	

(注)

岡山県収入証紙は、裏面に貼付すること。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

様式第二十号及び様式第二十一号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県農林水産総合センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十二号

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則（平成六年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「家畜衛生検査・証明書申請書」を「家畜衛生検査・証明書交付申請書」に改める。

別表中「二、六〇〇円」を「二、六三〇円」に改める。

様式第二号中「衛生検査・証明書交付」を「衛生検査及び当該検査に係る証明書の交付」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県家畜保健衛生所条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第二十三号

岡山県船舶廃油処理施設使用規則を廃止する等の規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県船舶廃油処理施設使用規則を廃止する等の規則

(岡山県船舶廃油処理施設使用規則の廃止)

第一条 岡山県船舶廃油処理施設使用規則(昭和四十六年岡山県規則第二十号)は、廃止する。

(岡山県入港料徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県入港料徴収条例施行規則(昭和五十二年岡山県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

鶴鳴館本館		和室十号室		和室九号室		和室八号室		和室七号室		和室六号室		和室五号室		供用目的以外の使用
		供用目的以外の使用	供用目的の使用	供用目的以外の使用	供用目的の使用	供用目的以外の使用	供用目的の使用	供用目的以外の使用	供用目的の使用	供用目的以外の使用	供用目的の使用	供用目的以外の使用	供用目的の使用	
和室二号室	和室一号室	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五七〇円	五七〇円	一、〇二〇円	六八〇円	六九〇円	四六〇円	八五〇円	五七〇円	八五〇円	五七〇円	八五〇円	五七〇円	八五〇円	五七〇円	九四〇円

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

和室五号室	和室四号室	和室三号室
同	同	同
四六〇円	五七〇円	六八〇円

別表第二中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇四〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五六〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に改める。

別表第三中「開場日」を「開園日」に、「開場時間」を「開園時間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百五十八号

岡山県保健所使用料額（昭和五十五年岡山県告示第二百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表の二の項中「第四条第一項第一号」を「第四条第一号」に、「診療報酬点数表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定」に、「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百五十九号

平成二十五年岡山県告示第百四十九号（民生委員の定数）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百六十号

岡山県精神保健福祉センター使用料額（平成元年岡山県告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百六十一号

昭和四十二年岡山県告示第八十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表水島港の項中

固定式荷役機械	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五	ジブクレーン 揚力二〇トン
コンテナ荷役機械	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一三	ガントリークレーン 一基 (吊上荷重三〇・五トン)
固定式荷役機械	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一三	ガントリークレーン 一基 (吊上荷重三〇・五トン)

を

固定式荷役機械	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五	ジブクレーン 揚力二〇トン
固定式荷役機械	倉敷市玉島乙島字新湊八二五八番 地地先	一五〇・〇メートル

に、

倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル
---------------------------------	-----------

を

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

る。

管理棟事務室	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番	二六一・二三三平方メートル
--------	-----------------	---------------

に改め

管理棟事務室	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番	二六一・二三三平方メートル
施設	倉敷市児島塩生字高島四、三三三の三番地	一式 (一日処理量 二、五〇〇立方メートル)

を

一四八、七七二・九三平方メートル
(甲地 一四八、七七二・九三平方メートル)

を

一五、四四二・五一平方メートル
(甲地 一五、四四二・五一平方メートル)

に、

倉敷市玉島乙島字新湊八二五八番地地先	一五〇・〇メートル
--------------------	-----------

に、

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第六十二号

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）第七十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。なお、平成二十五年岡山県告示第六十六号（県営住宅の指定管理者の指定）は、廃止する。

平成二十六年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県営住宅原尾島団地

1 管理を行わせる施設

岡山市中区原尾島二丁目

県営住宅原尾島団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二 県営住宅光ヶ丘団地

1 管理を行わせる施設

岡山市中区湊四五一番地

県営住宅光ヶ丘団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 県営住宅東岡山団地

1 管理を行わせる施設

岡山市中区長岡

県営住宅東岡山団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

四 県営住宅芳賀佐山団地

1 管理を行わせる施設

岡山市北区芳賀

県営住宅芳賀佐山団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

五 県営住宅うらやす団地

1 管理を行わせる施設

岡山市南区浦安本町九四番地の一四

県営住宅うらやす団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

六 県営住宅西大寺団地

1 管理を行わせる施設

岡山市東区可知

県営住宅西大寺団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

七 県営住宅老松団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市老松町三丁目二番

県営住宅老松団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

八 県営住宅長尾団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島爪崎五六五番地の一

県営住宅長尾団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

九 県営住宅中庄団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市中庄団地

県営住宅中庄団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十 県営住宅富田団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島八島一七九〇番地の二

県営住宅富田団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十一 県営住宅柏島団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島柏島四三四八番地

県営住宅柏島団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十二 県営住宅中山団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市児島小川一〇丁目

県営住宅中山団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十三 県営住宅笹沖団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市笹沖八八番地

県営住宅笹沖団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十四 県営住宅中洲団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市安江五五〇番地の一

県営住宅中洲団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十五 県営住宅菰池団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市菰池二丁目三番

県営住宅菰池団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十六 県営住宅津山団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇九番地

県営住宅津山団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

十七 県営住宅林田団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇八番地二

県営住宅林田団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十九年三月三十一日まで

十八 県営住宅河辺団地

1 管理を行わせる施設

津山市河辺七二三番地

県営住宅河辺団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十九年三月三十一日まで

十九 県営住宅高野団地

1 管理を行わせる施設

津山市高野山西四二四番地

県営住宅高野団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十 県営住宅佐良山団地

1 管理を行わせる施設

津山市一方二八五番地

県営住宅佐良山団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十一 県営住宅築港団地

1 管理を行わせる施設

玉野市築港二丁目二五番

県営住宅築港団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十二 県営住宅玉大池団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目一五番

県営住宅玉大池団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十三 県営住宅玉原団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目八番ほか

県営住宅玉原団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十四 県営住宅笠岡団地

1 管理を行わせる施設

笠岡市富岡一八二番地の一

県営住宅笠岡団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

笠岡市中央町一番地の一

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十五 県営住宅井原団地

1 管理を行わせる施設

井原市井原町一四〇二番地の二

県営住宅井原団地

2 指定管理者となる団体

井原市井原町三一一番地一

井原市

井原市長 瀧本 豊文

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十六 県営住宅総社団地

1 管理を行わせる施設

総社市中央一丁目一九番

県営住宅総社団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十七 県営住宅総社泉団地

1 管理を行わせる施設

総社市泉五番地の三一

県営住宅総社泉団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二十八 県営住宅高梁団地

1 管理を行わせる施設

高梁市落合町阿部二七八〇番地の一

県営住宅高梁団地

2 指定管理者となる団体

高梁市松原通二〇四三番地

高梁市

高梁市長 近藤 隆則

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

二十九 県営住宅伊部団地

1 管理を行わせる施設

備前市伊部九〇番地

県営住宅伊部団地

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十 県営住宅山陽団地

1 管理を行わせる施設

赤磐市山陽

県営住宅山陽団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十一 県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）

1 管理を行わせる施設

和気郡和気町泉二五〇番地

県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）

2 指定管理者となる団体

岡山市北区首部二九四番地の七

公益財団法人岡山県建設技術センター

理事長 岡野 健一

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十二 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）

1 管理を行わせる施設

和気郡和気町泉二五〇番地

県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）

2 指定管理者となる団体

和気郡和気町尺所五五五番地

和気町

和気町長 大森 直徳

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十三 県営住宅矢掛団地

1 管理を行わせる施設

小田郡矢掛町矢掛二八八番地の四

県営住宅矢掛団地

平成26年3月20日 岡山県公報 号外

2 指定管理者となる団体

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十四 県営住宅勝間田団地

1 管理を行わせる施設

勝田郡勝央町勝間田三二番地三

県営住宅勝間田団地

2 指定管理者となる団体

勝田郡勝央町勝間田二〇一番地

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三十五 県営住宅吉備高原団地

1 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町上野二四七〇番地四

県営住宅吉備高原団地

2 指定管理者となる団体

加賀郡吉備中央町豊野一番地二

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

3 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで